



平成 27 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 東洋ゴム工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本卓司
(コード:5105 東証第一部)

当社および当社子会社製 建築用免震ゴム問題における 原因究明・再発防止策・経営責任の明確化について

東洋ゴム工業株式会社(本社:大阪市、社長:山本卓司)は、国土交通大臣認定を受けて製造、販売を行ってきた建築用免震ゴムの事業において、認定申請時に提出する数値、および製品出荷前の性能評価検査結果に技術的根拠のない恣意的な改ざんがなされ、大臣認定を不正に取得していた疑い、および性能未達製品を市場に販売していた疑いが高まったことから、本年 2 月 6 日、小林英明弁護士を代表とする社外調査チームに対し、これらの行為の事実とその原因究明、これらが発覚するに至る経緯と発覚しなかった原因等の解明、判明事実とその原因に即した再発防止策の提言等を依頼しました。

4 月 24 日、一旦、同調査チームから受領した中間調査報告書の概要版をまず公表していますが、4 月 21 日に発表したとおり、新たな不正の可能性発覚に伴い、同調査チームに継続的な追加調査と実態の解明を依頼し、当社としてこれに全面協力をしてきました。

6 月 19 日、当社は同調査チームより本調査報告書を受領し、記載内容の精査、確認を行ないました。本調査報告書、および当社独自の検証等をもとに、改めて、原因の特定と背景の推察を行なうとともに、問題の根底に介在していた諸要因を解析し、また、同調査チームより指摘、提言された内容を不正撲滅、企業風土再生に向けた有益かつ有効な箴言として真摯に受け止め、これらを採り込んだ再発防止策を構築しました。そして、最終的に、一連の免震ゴム問題の実態解明、および本来果たすべきであった役割・責任に照らし、相応する経営処分を決定しました。

本日午前 9 時半より開催した臨時取締役会において上記内容が承認されましたので、その内容をここに報告申し上げます。

このたびの当社免震ゴム問題により、不適合製品を納入した当該建築物の所有者様、居住者様、利用者様をはじめ、関係する販売主様、設計者様、施工者様に多大なるご迷惑をおかけしましたことに、改めて深くお詫び申し上げます。

国の認定制度、そして一般市民、関係者の信頼を踏みにじるような不正行為を行っていたこと、生命、身体および財産の安全に直結する製品を扱いながら、これを脅かすような事態を招いたことは、企業としてあるまじき社会的背徳行為であると厳しく受け止め、当社は、改めて企業風土の抜本的な改革と再発防止を誓い、全力でこれに取り組んでまいります。

1. 当社製免震ゴム問題における発生事実

建築基準法に定められる免震ゴム製品の国土交通大臣認定の取得に際し、当社が技術的根拠のない乖離値を記載して申請を行った不正行為、また、当社製免震ゴム製品の出荷時性能検査に際して開発技術部担当者が技術的根拠なく恣意的な数値操作を行なった不正行為、および検査成績書作成に際して工場の品質保証課担当者が技術的根拠のない恣意的に数値を書き換えて顧客に交付していた

不正行為があった。

この不正行為のもとで出荷した当社製免震ゴムが設置された全 209 棟のうち、153 棟(重要文化財 1 棟含まず)は、建築基準法上の違反建築物となる事態を招いた。うち 16 棟は工事中(建設未完)であり、建築確認が受けられない状態である。

本問題の当該子会社における疑義の認識(2014 年 2 月)以降、問題把握、および出荷停止に至る経営判断に多大な時間を要したことにより、市場における違反建築物を増大させる事態を招いた。

(2014 年 2 月から 2015 年 2 月までに製品を継続販売した納入先:22 棟)

また、今後、将来的にこれらの製品交換時には、建物の所有者様、居住者様、利用者様の一時退去等における物理的・心理的・経済的負担、工事中断・遅延による販売主様、施工者様の事業への影響などを誘発することが想定される。

2. 免震ゴム問題を誘発した原因の特定、および背景の推察

本問題を誘発した原因、および背景については、社外調査チームの報告書 p268~281 において詳細指摘を受けている。当社としても、以下の主な要因が問題の根底にあったと判断する。

(1) 不正が発生した原因と背景

①事業評価の不全

当該事業は災害時において建物の所有者、居住者および利用者のかけがえのない生命、身体および財産の安全を守るための技術を取り扱う事業であるにもかかわらず、事業化に際してリスクを適切に認識せず、かかるリスクの発生防止を考慮した内部統制の整備が不十分であった。

当社は、個々の事業が包含する潜在リスクの内容、大きさ、影響の認識、当該リスクを管理するための内部統制の整備や事業の存続判断等の仕組みが現時点で十分だとは言えない。

②規範遵守意識の欠如

問題行為者個人における技術者倫理意識、規範遵守意識の著しい欠如が問題の背景の一つであるものの、当該不正行為は担当者の私的利益を得るために行われたものではなく、また、一部の関係者が問題を認識していたことが議事録、業務報告書などの記載から推測できることから、本問題を個人の資質の問題として結論づけられるものではない。

当該事業では出荷時における標準的な性能検査過程が書面化されておらず、製品出荷時性能検査の測定値についてデータ処理詳細の記録化がなされていなかったほか、問題行為者の上司がデータ操作を指示した可能性や適正な管理監督を行っていなかったなど、規範遵守意識の欠如につながる不十分な統制環境や不適切な組織風土が存在していた。

③組織の機能不全

管理監督を適正に行なうに足る知識、能力を有する上司が配置されないまま、長年にわたってこの管理監督を受けないまま一人の担当者が製品の性能評価業務を自己の権限で行なっていたことをはじめ、不合格品の再製作に要する費用を検査結果の解析を行なう開発技術部が負担するという不適切な制度運用がなされていた実態があった。また、製品出荷時の性能検査において、本来品質保証部門が行なうべき検証を開発技術部に頼るなど機能の分離独立がなされず、相互牽制・チェック機能の働かない仕組みの中で事業が遂行されていた。

このほか、監査部門が複数存在するにもかかわらず、開発技術部に対する監査がほとんど行なわれなかったことなど、本事業に携わる複数の組織が不健全かつ不適切な状態でマネジメントされており、組織の機能不全が看過されていた。

(2) 判断・対処が遅れた原因と背景

①経営陣の意識と判断の甘さ

本問題に関わる疑義が当該事業を担う当社子会社において認識されてから、出荷停止の判断に至るまで約1年もの時間を要することとなった背景には、当時、本製品に関わる知識が薄かったことがひとつの要因となったものの、経営陣として執るべき判断の甘さがあったといえる。問題行為を指摘する報告や資料があったにもかかわらず、十分な調査体制の構築が遅れ、迅速な問題把握ができたとはいえない。これは、技術的な見地からの確証性の検証に固執し、出荷停止および国土交通省への一報を決断しないまま、自己解決を模索した経緯による。また、調査報告書にも指摘のとおり、一部には、本問題の国土交通省への通報と公表をリスクとして扱う提示を行なうなど、コンプライアンス意識が著しく欠如した経営幹部もいた。

②危機マネジメントの欠如

本問題に関わる疑義が当該事業を担う当社子会社において認識されてから、出荷停止および国土交通省への一報の判断に至るまで、取締役会、執行役員会で本件が議題に上げられたことはなく、また、社外取締役や監査役に対しての個別相談も行われなかった。また、制度化されているコンプライアンス委員会やQA委員会も本件の議論や報告のために開催されることはなかった。結果的に、経営監視を行なう機能やコンプライアンス、重大品質問題等を扱う、いずれの既存ガバナンス制度も活用がなされず、会社としての客観的かつ適切な危機マネジメントが欠如していた。迅速な社内調査体制が整備されていないうえ、必要な社内報告制度や機能が機能せず、調査・公表原則が存在しなかったことが、本問題を拡大させた要因のひとつといえる。

3. 断熱パネル問題発生時の再発防止策の検証

当社は、硬質ウレタン製断熱パネル製品で取得すべき防火認定において、国土交通大臣認定を不正取得していたことが発覚し、2007年11月に公表している。

当時、外部調査委員会、および社内調査委員会による問題検証を通じ、緊急対策と恒久対策を網羅的に構築した再発防止策を策定するとともに、これに取り組んできたが、今回その実行成果について、社外調査チームの報告書 p276～281 にわたり厳しく詳細指摘を受けている。

当社としても今回、同様に、当社製免震ゴム問題を誘発した要因のひとつとして、この解析を行ない、以下のとおり判断した。

(1) 断熱パネル問題発生時の再発防止策

社長直轄の品質監査室の設置、コンプライアンス研修の実施といった緊急対策3項目、内部統制システムの強化(コンプライアンス委員会の権限強化)、部門間人事ローテーション、事業決定プロセスの改善・強化、内部通報制度の活用促進といった恒久対策6大項目を策定した。

(2) 断熱パネル問題の再発防止策の問題点

緊急監査においては、国内外拠点それぞれ1ヵ月程度の形式的な監査であったにもかかわらず、拙速な終息宣言を行なったほか、品質監査室は社長直轄組織から変容し、その機能性が薄弱化した。また、コンプライアンス委員会とQA委員会の機能棲み分けがなされず、連携もとられなかった。人事ローテーションが適切になされず、専門担当者の依存性が進む結果となっているほか、内部通報が必要であるとの認識が薄く、制度の実行成果も高いとはいえない。

(3) 免震ゴム問題への帰結

不十分な監査と安易な終息宣言により、免震ゴム不正をあぶりだす機会を逸したほか、同一担当者の人事ローテーションがないまま、通算15年にわたる性能評価検査に従事させ、管理監督のけん制を欠いた環境を看過してきた。本問題に関して、コンプライアンス委員会自体が開催されず機能しなかったこと、適切な事業評価と見直しが実行されていなかったこと、通報制度の活用がなされなかったことなど、再発防止策の管理不徹底、継続確認体制と継続意識の脆弱性、企業を挙げた風土改革への取り組み不足が、今回の免震ゴム問題を招いた伏線を形成していたことは明らかである。

(総括)

- ・社会の安心・安全に与える当該事業の影響を踏まえ、開発や管理に向けて十分なリソース投入と管理体制の構築がなされなかった。
- ・経営陣・社員の品質に対する規範意識の欠如が、曖昧な基準に基づく各種データの恣意的調査・補正を許容した。加えて、発覚以降は社会的・経済的インパクトを前提に問題の表面化を躊躇させ、経営に至る全階層において報告・公表の遅延を招いた。
- ・2007年の断熱パネル問題の再発防止策の履践が不十分であり、同じ事業所で同時期に発生していた免震ゴム問題を発見することができなかった。

4. 改善措置と全社的再発防止策

当社は、社外調査チームの報告書 p282～289 において指摘された「再発防止策の提言」、および p290 に総括された「結語」を真摯に受け止めるとともに、国土交通省に設置された第三者委員会において協議されている当社製免震ゴム「不正事案の発生の経緯と再発防止に係る議論等」を踏まえ、以下の再発防止策を策定した。

(1) 緊急対策

① 緊急品質監査の実施

当社および当社子会社の生産工場において、検査工程の緊急品質監査を実施し、市場へ正規品が出荷されている確認を行っている。2007年断熱パネル問題の際の緊急監査に不備があった反省に立ち、監査にあたっては品質保証部門の外部資格保有者、豊富な外部監査経験保有者でチームを編成しており、これを7月末までに完了する予定である。

② 品質・コンプライアンス調査委員会の設置・調査

社長を委員長とし、取締役(社外取締役を含む)、監査役(社外監査役を含む)、コンプライアンス委員長、および品質保証部門の長を委員とする「品質・コンプライアンス調査委員会」を設置する。同委員会の下には、外部弁護士、品質保証部員、および監査部員をメンバーとする「調査チーム」を編成し、従前の社内調査とは異なる次元の厳密な監査体制を整えて実施するものとする。同調査は、当社の全ての子会社、および事業部門を対象とし、「品質監査」、「技術部門監査」、「業務監査」の3種類の監査を実施する。

(2) 継続対策

① 再発防止に向けた新組織体制

1) 品質保証部門の組織再編、権限強化(2015年7月1日付)

品質保証部を「品質保証本部」に格上げして、権限強化を図るほか、拠点品質保証部門を品質保証本部の傘下とし、他部門からの独立性を高めるとともに、機能・人員強化を図る。

➤ 大臣認定等の外部認証専門部署の新設

外部認証申請を審査・管理する専門組織を品質保証本部内に新設する。

2) ダイバーテック事業部門の組織再編(2015年8月1日付)

現行ビジネスユニット制組織を機能別(営業・技術・生産部門)組織に再編成する。これにより、横断的相互チェック体制の強化、人事ローテーションの活性化を図る。

3) コンプライアンスオフィサー制度の導入(2015年7月1日付)

コンプライアンス事案を全社・組織的に把握、一元的に管理・対応するため、チーフコンプライアンスオフィサー(以下、CCO)を中心とした制度に改める。

- 新コンプライアンス委員会の設置
CCOの諮問機関として、新コンプライアンス委員会を設置する。監査役への報告を必須として、また、外部法律事務所等による監視機能を加える。
- 専任担当の任命
コンプライアンス推進室(仮称)を担当組織とし、室長および専任担当を置く。関連部門と連携した事案対応、全社施策の立案・実施を行ない、現場支援を担う。

②ものづくりの不正を起こさない仕組みの構築

1) 新しい品質保証体制に基づく実効性のある監査の実施

品質ルールに見える化、個人裁量の排除、業務遂行レベルの標準化・向上を狙いとして、品質保証部による監査内容を全面的に見直し、徹底した監査を実施、フォローする。

- 業務内容に踏み込んだ監査
品質保証部が、技術・生産部門に対し、組織構成の妥当性や業務内容に踏み込んだ監査を行い、徹底してフォローする。
- 品質システム規定類およびその運用の監査
品質保証部が、技術・生産部門の品質システム規定類(QCフロー、デザインレビュー等)が適切なものであるかを監査し、規定類を再整備する。品質システムに基づいて業務が適切に行われているかの監査・改善を行なう。

2) 内部監査の運用体制の見直し

- 品質保証部と監査部の監査対象区分見直しと連携、一体的運用
監査部による内部監査と、品質保証部が実施する監査の連携を促進し、複数組織による監査を実施し、部門に対する一貫した継続的なフォローを実施する。

3) 内部通報の活用促進

- 受信者の対応ルールの明確化・義務化／通報者に対するフィードバック
内部通報制度を見直し、通報ルートを複線化する。通報受領者の対応ルートを明確にし、周知するとともに、通報者に対する適切なフィードバックにより、透明性を担保する。

③全社として問題に対処する仕組みの構築

リスクマネジメントを採り入れた事業評価

- 事業評価ガイドラインの策定・運営
経営資源(人・金)の効率的な配分を促進すること、また、事業の全社収益への貢献度やリスクの所在を見極め、適切なマネジメントの推進に寄与することを目的として、全社共通の事業評価ガイドラインを策定する。

④風土改革

1) 企業体質の改革

- トップダウンの意識改革コミットメント
社員に対して、社長自ら今回の免震ゴム問題の総括を報告し、経営陣から意識改革への覚悟を明示する。また、コンプライアンス責任者からメッセージを発信し、コンプラ

イアンス徹底に向けての意識改革に取り組むことをコミットする。

- ボトムアップによる意識変革活動～風土改革委員会
部長クラスを推進メンバーとして選抜し、閉鎖的なカルチャー・縦割り意識が形成されてきた原因を辿る議論を組織単位で全社的に行ない、当事者意識と帰属意識の啓発と自浄作用によるモラルアップとブランド力の再強化を目指す。
- 教育研修の見直し
コンプライアンスの体系的整理、全社員を対象とした網羅性・適性の把握のため、コンプライアンス研修プログラムの見直し、再構築を行う。また、全技術者向けに倫理教育を含む研修プログラムの策定を行ない、実施する。
- 就業規則の見直しと厳格運用
就業規則、懲罰規定を見直し、プロセスを整備、厳格運用を進める。会社のコンプライアンス違反に対するスタンスを明示することにより、不正に対する牽制と全社的な意識醸成を図る。

2) 人材育成

組織人として備えるべき要件の明確化

人事部門と各事業本部で協議し、管理監督者・社員に必要な適性、知識、経験、能力を設定し、計画的な育成を実施する。

⑤再発防止策の徹底と継続

免震ゴム問題が 2007 年断熱パネル問題の再発防止策不徹底の延長線上に発生したことを教訓とし、本再発防止策の実行スケジュールを明確にし、徹底展開を図る。

- 1) 定期的な監視を行い、再発防止策の履行状況をチェック、実行状況を取締役会に報告する。
- 2) 社内周知を繰り返し、浸透度を定期的に測る。
- 3) 進捗に合わせた適切な対応策の更新と実施を行う PDCA サイクルを定着させていく。

5. 経営責任および役員等の処分

1) 進退・降格 (2015 年 7 月 1 日付)

| | | |
|--------|--------------------------|------------|
| 信木 明 | 代表取締役会長 | 辞任 |
| 中倉 健二 | 相談役 | 辞任 |
| 久世 哲也 | 代表取締役 | 辞任 |
| | 専務執行役員 | 降格(常務執行役員) |
| 伊藤 和行 | 取締役・常務執行役員 | 辞任(顧問) |
| 新庄 治宏 | 顧問 (元取締役ダイバーテック事業本部長) | 退任 |
| 岡崎 俊明 | 執行役員 (元化工品ビジネスユニット長) | 退任 |
| 青木 源太郎 | 常勤顧問 | 退任 |

2) 進退・降格 (※注釈参照)

| | | |
|-------|-----------|----------|
| 山本 卓司 | 代表取締役社長 | 辞任(※1、2) |
| 市原 貞男 | 取締役常務執行役員 | 辞任(※3) |

※1:臨時株主総会で代表取締役社長を辞任(免震対応、次期経営陣の目処がつくまで現職継続)

※2:臨時株主総会は今秋、遅くとも年内を予定

※3:次回総会で取締役辞任

3) 役員報酬の一部返上

| | | |
|---------|-----|-------|
| 山本 卓司 | 50% | 社長在任中 |
| 市原 貞男 | 30% | 6ヶ月 |
| 久世 哲也 | 30% | 6ヶ月 |
| 伊藤 和行 | 30% | 3ヶ月 |
| 川田 道弘 | 30% | 3ヶ月 |
| その他執行役員 | 10% | 3ヶ月 |

| | | |
|--------------|---------|------------|
| 社外取締役(河盛、苗村) | 20%自主返上 | 3ヶ月 |
| 監査役 (上島、能勢) | 20%自主返上 | 3ヶ月 ※申し出あり |
| 新任監査役(辰野、中原) | 10%自主返上 | 3ヶ月 ※申し出あり |

| | | |
|-------|-------------|--------------------|
| 信木 明 | 自主返納 要請 50% | 12ヶ月 (昨年 7/1～辞任まで) |
| 中倉 健二 | 自主返納 要請 50% | 6ヶ月 (本年 1/1～辞任まで) |
| 新庄 治宏 | 自主返納 要請 30% | 12ヶ月 (昨年 7/1～辞任まで) |

4) 2014 年度業績連動報酬(役員賞与) 対象者全員 全額不支給

2014 年度決算で引当済の業績連動報酬(役員賞与) 不支給 (133 百万円)

6. 新経営体制について

- 1) 新経営陣へ刷新(臨時株主総会)
- 2) 社外からの会長もしくは特別顧問を招聘
経営陣に対するガバナンスの強化、監督
- 3) 臨時総会までは取締役 4 名体制(社内 2 名 + 社外 2 名、現行の 7 名から 3 名減員)

7. 免震ゴム問題の早期解決に向けて

免震ゴム問題対策本部の組織化

今般の免震ゴム問題の緊急組織として設置した免震ゴム問題対策本部を、当社の正式組織として組織改定し、現社長・山本卓司が本部長に、現専務・久世哲也、現常務・市原貞男が副本部長となり、この問題解決の早期解決とその実行完遂へ指揮を執る。

以上

本件に関するお問合せ先

東洋ゴム工業株式会社 広報企画部
大阪 TEL.06-6441-8803 / 東京 TEL.03-5822-6621